



労働基準監督署がやってくる前に！

ある日突然、労働基準監督署から会社の調査を行うと通知が来れば何かしらの法違反をつつかれるのではないかと、不安に思い、穏やかな気持ちでいられるはずがありません。

●労働基準監督署から通知が届きます。
最近では監督官が突然、会社を訪問することもあります。

●労働基準監督署が調査を行う場合は二通りあります。

- ①抜き打ちで指名される定期監督の調査
- ②労働者からの申告による調査

●重点的に調査される項目

- ①最低賃金や残業代を含む賃金が正しく支払われているか
- ②労働時間や残業時間は法定の範囲に収まっているか
- ③36協定などの届け出が行われているか
- ④就業規則、労働契約書などの内容は法に則しているか
- ⑤労働条件通知書、雇用契約書などを交付して労働条件を通知しているか
- ⑥管理職が管理監督者の対象になるかどうか
- ⑦健康診断や安全衛生管理などの実施状況はどうか
- ⑧外国人労働者の管理は適正に行われているか



●調査前の準備

事前準備が大事です！調査の前に監督官への対応方法や準備する書類、今からでも間に合う対処方法などをご提案致します。

*** 調査立会や書類作成などは行いません。**

FAX



事前対策提案料
10,000円(税別)

FAX 027-330-6331
日本労務センター

労働基準監督署 事前対策 申込書			
御社名		TEL	
所在地		FAX	
御氏名		役職	